

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：純正化学株式会社 篠崎 公三)

化学物質に関する法律で平成24年5月から平成24年8月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)

新規化学物質(いわゆる「白」物質)の公表

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項第5号に該当するものであると判断された新規化学物質の名称(いわゆる「白」物質)が、新たに209物質公示された。

【製品評価技術基盤機構ホームページ：

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/shiro20120731.pdf>】

2. 労働安全衛生法

1) 新規化学物質の名称の公表

厚生労働省告示第477号(平成24年3月27日付)により、法第57条の3第3項の規定に基づき「届出があった新規化学物質」についてその名称が公表された。

(通し番号20734~21077)(311品目)

【安全衛生情報センターホームページ：

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201203kag_new.htm】

厚生労働省告示第477号(平成24年3月30日付改正分)により、法第57条の3第3項の規定に基づき「届出があった新規化学物質」についてその

名称が公表された。

(通し番号2084~20179の中)(55品目)

【安全衛生情報センターホームページ：

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201203kag_kaisei.htm】

厚生労働省告示第477号(平成24年6月27日付)により、法第57条の3第3項の規定に基づき「届出があった新規化学物質」についてその名称が公表された。

(通し番号21078~21349)(311品目)

【安全衛生情報センターホームページ：

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201206kag_new.htm】

2) 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第71号)が平成24年4月2日に公布され、同年7月1日から施行されることになった。

化学物質に起因する労働災害による死傷者(休業4日以上)は、毎年600~700人に及んでいる。化学物質による労働災害を減少させるためには、事業者による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく合理的な安全衛生対策が重要であるが、職場において取り扱われる化学物質の種類・工程が多様化・複雑化する中、リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進するためには、作業の実態に応じた多様な発散防止抑制措置を導入できる仕組みの構築が必要である。

このため、一定の化学物質について、(1)一定の要件の下で局所排気装置等以外の発散防止抑制措置の導入を可能とすること及び(2)作業環境測定の評価結果等を労働者へ周知しなければならないこととする。

I 有機溶剤中毒予防規則関係

II 鉛中毒予防規則関係

III 特定化学物質障害予防規則関係

上記予防規則に関し、所要の改正を行ったものである。

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-25-1-0.htm>】

3) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

別表第五第二号試験科目の免除を受けることができる者の欄中

『別表第四中ガス溶接作業主任者免許の項第一号口からへまでに掲げる者(へに掲げる者にあつては、一級の技能検定に合格した者に限る。)]

を『一 別表第四ガス溶接作業主任者免許の項第一号口からへまでに掲げる者(へに掲げる者にあつては、一級の技能検定に合格した者に限る。)]

二 その他厚生労働大臣が定める者』

に改め、同表第三号試験科目の免除を受けることができる者の欄中

『学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者』

を『一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者

二 その他厚生労働大臣が定める者』

に改め、平成二十四年八月一日から施行する。

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-237-1-0.htm>】

3. 麻薬及び向精神薬取締法関係

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について

1. 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれの確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

①1-ナフトレニル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン

②(1RS, 3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール

③2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン

④1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン

2. 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。(指定政令第一条関係)

①1-ナフトレニル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

②(1RS, 3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類

③2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

④1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

3. 施行期日

公布の日(平成24年7月4日)から起算して30日を経過した日(平成24年8月3日)から施行するものであること。

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/mayaku/dl/h24-0704-01.pdf>】

4. 薬事法関係

平成24年6月1日付けで以下の9物質が指定薬物に指定されました。

(施行日：平成24年7月1日)

1. N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称：APINACA)
2. N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称：APICA)
3. 2-(エチルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類(通称：Methoxetamine)
4. ナフタレン-1-イル [4-(ペンチルオキシ)ナフタレン-1-イル] メタノン及びその塩類(通称：CB-13)
5. ナフタレン-1-イル [1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル] メタノン及びその塩類(通称：JWH-022)
6. 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-ジメチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類(通称：3,4-ジメチルメトカチノン)
7. {1- [(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル} (ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類(通称：AM1220)
8. 2-(2-メトキシフェニル)-1- {1- [(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル} エタノン及びその塩類(通称：Cannabipiperidiethanone)
9. (2-ヨードフェニル) {1- [(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類(通称：AM2233)

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/scheduled-drug/new.html>】

5. 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

1. 改正の趣旨

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透

水の浸透等の規制に係る項目追加等について、平成23年2月及び平成24年3月に、中央環境審議会から答申を受けたことから、これらの答申等に基づいて水質汚濁防止法施行令の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 有害物質の追加(第2条関係)

工場又は事業場から公共用水域に排出される水の排出、地下浸透水の浸透等の規制対象となる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを追加する。

(2) 指定物質の追加(第3条の3関係)

工場又は事業場における事故により、公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であって、引き続き排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるものとして、クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物並びにフェノール類及びその塩類を追加する。

(3) 特定施設の追加(別表第1関係)

有害物質を排出する施設として、以下の施設を追加する。界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

【環境省ホームページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15238>】

6. 化学物質のリスク評価検討会報告書

(平成23年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価)

平成23年度に国によるばく露実態調査を行った9物質についてリスク評価を行った。

①初期リスク評価結果

ア) 次の1物質については、製造・取扱いを行う一部の事業場において二次評価値を超えるばく露が見られたことから、さらに詳細なリスク評価を行い、ばく露の高かった要因等を明らかにする必要がある。なお、詳細リスク評価の結果を待たず、国は事業者がばく露低減のため適切に管理を行うよう指導すべきである。

○アンチモン及びその化合物

※三酸化二アンチモンのみを詳細評価の対象とする

イ) 次の4物質については、ばく露の測定結果が二次評価値以下であったことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは高くないと考えられるが、有害性の高い物質であることから、国は、事業者が自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。

○2-アミノエタノール

○キシリジン

○ニトロベンゼン

○メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)

※二次評価値：労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質に暴露した場合にも、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受けることはないであろうと推測される濃度。「リスク評価の手法」に基づき、原則として日本産業衛生学会の許容濃度又はACGIHのばく露限界値を採用している。

②詳細リスク評価結果

昨年の初期リスク評価の結果、ばく露の高かった要因を明らかにするため4物質の詳細リスク評価(有害性評価及びばく露評価)を行ったところであり、その概要は次のとおりである。

ア) 次の3物質については、製造・取扱いを行う事業場の一部の作業において二次評価値を超えるばく露が見られたが、ばく露要因を解析したところ作業工程共通のリスクは認められなかった。しかしながら、適切な管理が行われない場合には比較的高いばく露が見られるため、国は事業者が自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。

○1,3-ジクロロプロペン

○パラ-ジクロロベンゼン

○4-ビニル-1-シクロヘキセン

イ) 次の1物質のナノ粒子については、他の粒子サイズの物質とは異なる労働者への健康障害のリスクが指摘されており、今後、リスク評価を順次実施していくこととしていることから、今回の報告では中間とりまとめとし、ナノ粒子に関するリスク評価結果を待って、両者の整合も図りながら、最終的な評価を行うこととする。

○酸化チタン(IV)

なお、今回行った①及び②のリスク評価は、現時点において入手された資料・データを基にリスク評価を行ったものであり、リスク評価結果は将来にわたって不変のものではない。このため、引き続き情報収集に努めていく必要がある。

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002grzr.html>